

宮崎市国民健康保険税条例の一部改正（案）について（令和 3 年 3 月議会）

1 改正理由

令和 2 年度税制改正において、地方部の空き地・空き屋等の有効利用を図るため、低未利用地等を譲渡した場合に長期譲渡所得の特別控除が適用されることとなった。

その後、租税特別措置法及び地方税法の改正が行われ、令和 3 年度の国民健康保険税の算定においても適用する必要があるため、条例改正を行うもの。

2 改正内容

条例附則第 4 項及び第 5 項に「第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

※ 租税特別措置法第 35 条の 3

⇒「低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除」の規定

3 特別控除の額

100 万円（譲渡益が 100 万円未満の場合はその額）

4 適用対象となる低未利用地とは

居住の用、業務の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地

- ① 譲渡価格がその上にある建物等を含めて 500 万円以下の譲渡であること
- ② 所有期間が 5 年を超えること
- ③ その低未利用地が都市計画区域内に所在すること
- ④ 低未利用地であったこと及び譲渡後の土地の利用について市区町村による確認が行われたこと

5 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日